告示する。 等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事

古

田

家畜の種類 豚及びいのしし

1 指定区域

移動を禁止する区域

2

移出を禁止する区域 瑞浪市大湫町、日吉町及び釜戸町並びに恵那市飯地町、武並町竹折及び武並町藤

ケ瀬町二丁目、松ケ瀬町三丁目、宮前町一丁目、宮前町二丁目及び山田町、恵那市 戸町、土岐町、益見町一丁目、益見町二丁目、益見町三丁目、松ケ瀬町一丁目、松 丁目、上平町三丁目、上平町四丁目、上平町五丁目、上野町一丁目、上野町二丁目 土岐市泉町河合、 野井、三郷町椋実、山岡町上手向、山岡町久保原、山岡町下手向及び山岡町田代、 河合姬栗入会地、 家二丁目、長島町正家三丁目、長島町中野、長島町中野一丁目、長島町中野二丁目、 野志町二丁目、高月町一丁目、高月町二丁目、樽上町一丁目、樽上町二丁目、寺河 台五丁目、北小田町一丁目、北小田町二丁目、下沖町一丁目、須野志町一丁目、須 上野町三丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、学園台四丁目、学園 長島町中野三丁目、長島町永田、長島町鍋山、笠置町河合、笠置町毛呂窪、笠置町 岩村町飯羽間、大井町、長島町久須見、長島町正家、長島町正家一丁目、長島町正 色町三丁目、一色町四丁目、稲津町小里、稲津町萩原、上平町一丁目、上平町一 瑞浪市明世町月吉、明世町土狩、明世町山野内、一色町一丁目、一色町二丁目: 加茂郡八百津町潮見、 笠置町姫栗、武並町新竹折、中野方町、三郷町佐々良木、三郷町 福地及び南戸並びに可児郡御嵩町大久後及

岐

岐阜県告示第七十四号

号 豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六 第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則 (昭和三十九年岐阜県規則

岐阜市薮田南二丁目一番一号

所者 岐 岐 庁

発 発 行 行

平成三十一年二月十九日発行

第九十四号。 規則第七条の規定により告示する。 の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、 以下 「規則」 という。) 第三条の規定により、 家畜の種類及び家畜伝染病

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事

古

田

家畜の種類

= 指定区域

恵那市山岡町久保原、山県市田栗、本巣市数屋及び安八郡神戸町末守

岐阜県告示七十五号

規則第七条の規定により告示する。 の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、 第九十四号。以下「規則」という。) 第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病 号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則 豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六

平成三十一年二月十九日

岐阜県知事

古

田

家畜の種類

指定区域

<u>﴿</u> ن 海津市平田町岡及び揖斐郡揖斐川町上南方(地番が千番以降である土地の区域を除

编 文 芸

集 岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一 岐 阜

社